

令和5年5月31日

各警察署長 殿

生活安全部長

「第73回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」に対する協力について（通達）

「社会を明るくする運動」（以下「本運動」という。）は、法務省主催の全国的な運動であり、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとするものであり、7月を強調月間と定めて活動を行うこととしている。

長野県警察は、本運動の長野県推進委員会構成機関の一員であることから、本運動に対する協力要請があった際には、下記のとおり、積極的に協力するよう配慮すること。

#### 記

#### 1 強調月間

令和5年7月1日（土）から同月31日（月）までの間

#### 2 協力内容

本運動の長野県実施事務局である長野保護観察所等から、次の事項について協力要請があった場合には、積極的に参加・協力するよう配慮すること。

- (1) 本運動に係る街頭広報啓発活動又は諸行事への参加
- (2) ポスター・リーフレット等の掲出及び配布
- (3) その他本運動に関して行われる協力要請

#### 3 その他

7月は、法務省主催による「再犯防止啓発月間」及び内閣府主催による「青少年の非行・被害防止全国強調月間」が実施されることから、同月間の活動と本運動への協力を併せて行うなど、効果的な取組になるよう配慮すること。

担 当：生活安全企画課（地域安全推進係）